

27 臨床栄養師証票等細則

(目 的)

第1条 この細則は、臨床栄養師認定登録に関する規則第3条第3項に規定する臨床栄養師の証票等の様式及びその取扱いについて、必要事項を定める。

(証 票 等)

第2条 認定登録された臨床栄養師に交付される証票等は、次のとおりとする。

- (1) 臨床栄養師証票 (様式第(証)ー01号)
- (2) 臨床栄養師章 (様式第(証)ー02号)

(禁 止)

第3条 臨床栄養師の証票等は、他に貸与もしくは使用させてはならない。

(再 交 付)

第4条 臨床栄養師が証票等の盗難・遺失等にあった場合には、遅滞なく学会事務局に届け出るとともに、再交付を求めることができる。ただし、臨床栄養師証票及び臨床栄養師章については、実費を負担する。

(費 用 等)

第5条 臨床栄養師証票等にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

臨床栄養師証票

| | |
|----------------------|-------------------------------|
| 臨床栄養師認定証 | |
| 登録番号 | 第 号 |
| 氏 名 | |
| 会員番号 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 有効期限 | |
| 発行年月 | |
| 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会 | |

臨床栄養師章

